



事業目的・概要等

背景・目的

- ・CFC, HCFC等は、オゾン層を破壊する物質であり、モントリオール議定書や、国内担保法であるオゾン層保護法に基づき、オゾン層破壊物質以外への転換や監視・測定を継続する必要がある。
- ・また、CFCやHCFCの代替として使用されているHFC（代替フロン）は、オゾン層破壊効果はないが、高い地球温暖化効果（GWP）を有し、モントリオール議定書の対象物質に追加されたことから、HFCの監視・測定体制を強化するとともに、ノンフロン・低GWP化を加速する必要がある。
- ・さらに、これらCFC, HCFC, HFC（フロン類）について、フロン排出抑制法の着実な施行を通じ、冷凍空調機器に冷媒として使用されているフロン類の使用時漏えい防止や廃棄時回収率向上等を図り、排出抑制対策をより一層推進する必要がある。
- ・また、気候変動枠組条約でHFCと並ぶ温室効果ガスであるPFC, SF₆, NF₃の排出抑制対策も必要である。

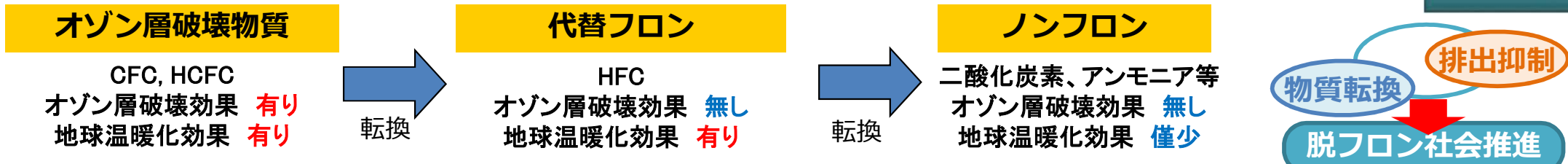
事業概要・事業スキーム

- 本事業において、フロン排出抑制法の運用、新たな制度検討や、監視・測定、国際取組等を行う。
- ①脱フロン社会構築推進費（220百万円／直接執行・委託・請負）
 - ②オゾン層及びフロン類等状況評価検討費（31百万円／委託）
 - ③フロン類の生産抑制及び排出抑制に向けた経済的手法の検討（7百万円／請負）

期待される効果

- ・フロン排出抑制法の円滑な施行や今後の新たな制度構築により、フロン類の排出量を大幅に削減し、我が国の地球温暖化対策目標の達成に貢献できる。
- ・オゾン層保護法に基づきオゾン層の状況等の監視を継続することで、世界全体のフロン類の削減に貢献できる。

イメージ



◎ フロン排出抑制法の確実かつ円滑な実施（排出抑制対策の徹底）

- ・第一種フロン類再生業者及びフロン類破壊業者への立入検査
- ・フロン類の漏えい量の報告・公表制度の運用、システム改修
- ・フロン類対策の評価検証、漏えい実態調査、回収促進方策検討
- ・フロン排出抑制法の見直し等

◎ 新たな政策手法の検討

- ・新規対象物質（NF3等）の排出抑制対策の検討
- ・フロン類の削減に向けた経済的手法の検討

◎ 監視・測定（オゾン層保護法の施行）

- ・オゾン層破壊状況等の評価・公表
- ・フロン類等の濃度状況の監視・測定、議定書HFC改正を踏まえたHFCの測定・分析技術の検証

◎ 国際的取組・途上国支援

（二国間クレジット制度の構築等業務で措置）

◎ ノンフロン技術の普及加速化

（省エネ型のノンフロン技術の普及はエネルギー対策特別会計で措置）